

# 選ばれる地域No.1 代理店づくり!

～営業戦略編～

セブンスターズコンサルティング株式会社

代表取締役 佐々木 篤史

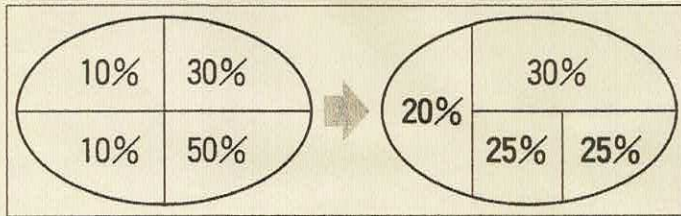
29

シニアコンサルタント 平野 芳生

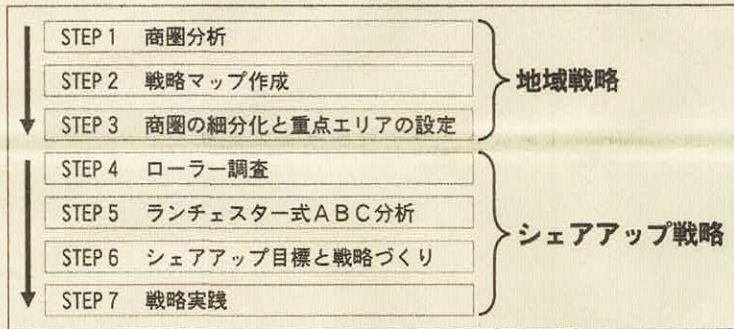
ランチェスター販売戦略、情報型型の購買心理学を基にした市場型セールス、高層スキル研修の3つの柱を確立。経済代理店、営業パートナー向けに「売れ続ける仕組みづくり」の選別強化支援コンサルタントとして活動中。独立行政法人 中小企業基盤整備機構 業務支援アドバイザー、NPO法人 ランチェスター協会認定インストラクター、一般社団法人 地域活性化推進機構専任講師、NPO法人 リスマネージャー&コンサルタント協会 シニアコンサルタント。  
https://sevenstars-consulting.com/

市場規模が一定のサイズでないの自社と力と照らして、小さ過ぎたり、大き過ぎたりする事業が発生します。重点エリアを決定する際は、地域の魅力度(規模成長性) 代表性 要衝性

図表1 市場規模の平準化



<シェアアップ戦略のプロセス>



## 商圏の細分化と重点エリアの設定 市場の規模を細分化して 平準化を図る

前回は、STEP2の戦略マップの作成について解説しました。今回は、STEP3の商圏の細分化と重点エリアの設定について、解説を行います。

①商圏は正しい形になっているか

- 実力以上の商圏が広がるか
- 形式上の商圏と実態の差はないか
- 一次商圏70%、二次商圏95%の分布が目安に照らして適切か

②自社の強弱をどう見るか

- 自社の強い地域、弱い地域
- 地理的理由は、移動効率的な分断、移動効率的な分断、移動効率的な分断
- 必要の多寡
- 自社の強弱をどう見るか
- 敵(競合先)とテリトリーを一致させないこと

③自社の強弱をどう見るか

- 商圏形成の原理に従って、行政区分に合わせ、行政区分に合わせ、行政区分に合わせ
- 重点エリアの選定基準として、図表1

④自社の強弱をどう見るか

- 重点エリアの選定基準として、図表1

図表2 地域の魅力度と自社の強弱

圏外弱者	No.1のシェアには手が届かない圏外弱者の場合は、市場の魅力度によらず、自社が強いエリアを選択。死角、盲点が狙い目。自社シェアが高い、上位との差が少ない逆転しやすいエリアを選定。下位の企業との差が大きい逆転されにくいエリアを選定。
圏内弱者	No.1のシェアに手が届きそうな圏内弱者の場合は、市場の魅力度も意識した上で、自社が強いエリアを選択。ただし、強者や格上ライバルとは重点エリアを差別化する。敵とテリトリーを一致させない工夫が必要となる。
強者	シェア1位の立場にある強者の場合は、市場性(規模・成長性)、代表性(格上地域等)、地理的要衝を意識した上で、自社が強いエリアを選択。「足下の敵」攻撃の原則を重視。
No.1	No.1の場合は、市場の魅力度が高く、伸びしろの大きな自社が弱いエリアを選定。

## Go Toの給付金、一時所得として課税対象に 国税庁、新型コロナに係る助成金の課税関係FAQで明示

国税庁がこのほど更新した「新型コロナウイルス感染症に関連する納税などについてのFAQ」の項目の一つ、「個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い」で、Go Toキャンペーン事業における給付金が一時所得として課税されることが明らかとなりました。

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して助成金が支給されることがありますが、こうした助成金は所得税の課税対象となるかどうかについて、このFAQでは、「個別の助成金の事実関係によって課税関係が異なる」とし、非課税、課税となるものをそれぞれについて、具体例を挙げながら説明をしています。

- 【非課税となるもの】  
次のような助成金(商品券などの金銭以外の経済的利益を含む。以下同じ)は、非課税となります。  
①助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの  
例: 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金および新型コロナウイルス感染症対応休業給付金(雇用保険臨時特例法7条) / 特別定額給付金(新型コロナウイルス特例法4条1号)ならびに子育て世帯への臨時特別給付金(新型コロナウイルス特例法4条2号)  
②その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの  
・学費として支給される金品(所得税法9条1項15号)  
例: 学生支援緊急給付金

・心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金(所得税法9条1項17号)  
例: 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金/新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金/企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特別措置における割引券/東京都のベビーシッター利用者支援事業における助成

■Go To給付金、他の一時所得と合わせて50万円以上なら課税  
【課税となるもの】  
上記の非課税所得となる助成金以外の助成金については、次のいずれかの所得として所得税の課税対象になります。  
①事業所得等に区分されるもの  
事業に関連して支給される助成金(例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払資金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど)  
例: 持続化給付金(事業者向け) / 販賣支援給付金 / 農林漁業者への経営継続補助金 / 文化芸術・スポーツ活動の継続支援 / 東京都の感染拡大防止協力金 / 雇用調整助成金 / 小学校休業等対応助成金 / 小学校休業等対応支援金  
なお、補償金の支給額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには、税負担は生じません。また、支払資金などの必要経費を補てんするものは、支出のものが必要経費になります。

## 知ってトクする 1046 税務情報

※各種給付金等の申請手続に際して発生した費用(行政書士に対する報酬料金など)は必要経費に該当。  
②一時所得に区分されるもの  
例えば、事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の人に対して一時に支給される助成金  
例: 持続化給付金(給与所得者向け) / Go Toキャンペーン事業における給付金  
なお、Go Toキャンペーンは、Go To Eat、Go To Travelの両方が対象です(農林水産省、国土交通省がそれぞれ明示)。ただし、課税対象となりますが、一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。  
※一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告は不要。  
また、このFAQにはありませんが、Go Toでのポイントや食事券の有効期限は来年3月31日までとなっています。いつの一時所得になるのかについては、付与時点ではなく使用時、つまり今年12月31日までに使用した分は2020年の、来年1月1日から3月31日までに使用した分は2021年の一時所得になると思われます。  
③雑所得に区分されるもの  
上記①・②に該当しない助成金  
例: 持続化給付金(雑所得者向け)  
国税庁では、上記具体例に記載がない助成金等の課税関係については、その助成金等の支給元である国や地方公共団体の窓口を確認するよう呼び掛けています。

# 代理店経営情報

シンニチ 代理店版